

規格・基準等の事前意図公告

〔この公告は、貿易の技術的障害に関する協定第2条9.1に基づくものである。〕

電波法施行規則等の一部改正

下記のとおり電波法に基づく技術基準を改正する予定ですのでお知らせします。
ご意見のある場合は、下記要領で理由を付して文書によりご提出下さい。

記

- 1 件名
電波法施行規則等の一部改正
- 2 対象品名
NR方式（FDD-NR/TDD-NR）の携帯無線通信システム及びNR互換方式の広帯域移動無線通信システム
- 3 趣旨及び目的
第5世代移動通信システム等におけるIoT端末の産業向け無線センサ、監視カメラ、ウェアラブルデバイスやスマートグリッド等への利用ニーズを踏まえ、日本においてもRedCap/eRedCap1端末を新たに利用可能とするため。
- 4 施行予定日
令和7年4月
- 5 意見提出先
総務省 総合通信基盤局 電波部 移動通信課
〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
電話：03-5253-5893
- 6 意見提出期限
WTO事務局から配布された後60日間